

## 院内感染防止対策に関する取組事項

桜町病院では、感染防止対策に係る以下の取り組みを行っております。感染防止のため、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 1 院内感染対策に係る体制

当院では、感染防止対策に関する経験を有する常勤医師を「院内感染管理者」と定め、上記管理者のもと「感染管理委員会」および「感染対策チーム」を設置し、病院全体で感染対策に取り組んでいます。

### 2 院内感染対策の業務内容

当院では、全ての職員が遵守する「感染管理指針」及び「感染管理マニュアル」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施しています。

また、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

### 3 職員教育

全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

### 4 抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより患者状態の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。このため、本院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

### 5 感染対策連携

当院では「感染対策向上加算3」を算定しており、杏林大学病院をはじめとする地域の病院と感染対策連携を取っています。

2022年4月1日  
病院長